

い みず 射水市 農業委員会だより

第 5 号

平成22年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

電話 82-1961



会長あいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だよりの発行にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

我国の農業の状況は、農業就業人口の減少、中心となる農業者の高齢化、農家所得の減少等大変な状況にあります。このことは、射水市においても同様です。また、我国の食料自給率も40%と主要先進国中最低とされています。

この状況の中、昨年の衆議院議員選挙による政権交代により、官僚主導から政治主導の政策決定に大きく変わり、事業仕分けなど新たな取組が行なわれております。農業政策においても大きな変革として、米戸別所得補償モデル事業や水田利活用自給力向上事業が22年度から実施されることになりました。

米戸別所得補償モデル事業は、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米について、その差額分（10アールあたり1万5千円）を所得補償として国から生産調整協力農家に直接支払うもので、水田利活用自給力向上事業は、水田を活用して麦・大豆等を生産・販売する農家に主食米並の所得を確保し得る水準の交付金を国から直接支払うものです。

ただし、米戸別所得補償モデル事業については、生産に要する費用の捉え方が全国一律にしている点など問題点が指摘されています。また、水田利活用自給率向上の交付金についても、その他作物の交付金が1万円に減少し、農家の要望により都道府県単位で単価を決定できる等激変緩和措置が講じられることとなりました。また、戸別所得補償制度が麦・大豆等に適用されるようになるのか、農地の担い手への農地の集積にどのような影響を与えるのか今後の推移をみて、国へ要望をしてゆかなければならないと思えます。

また、昨年12月に農地法の改正が施行され、農地制度が変更になりました。大きな変更の1点目は、農地の減少を抑えるために、農地の転用規制の厳格化や違反転用に対する罰則の強化がされたこと、2点目は、農地を貸し借りしやすくし、面的に集積しやすくするために、農地を借り受けできる者の範囲を広げ、面的集積促進の仕組みをつくることです。このほか、農業委員会が耕作放棄地の解消についてより中心となって取り組むことになりました。

また、国では、食の安全・安心、戸別補償制度、農業・農村の6次産業化、食料自給率の向上などの諸問題について議論を行ない、「食料・農業・農村基本計画」の見直しを本年3月に閣議決定する予定です。このように、昨年から今年にかけて農業分野において大きな変革の時期に直面しており、対応が大変ですが、射水市農業委員会は、地元農村・農業の維持・発展に寄与すべく頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

農地制度が変わります！

- 平成21年12月15日、「農地の利用に関する責務規定」を設けた「農地法等の一部を改正する法律」が施行され、新たな農地制度がスタートしました。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

農作業
常時
従業者

農業
生産法人

(改正後に追加)

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人

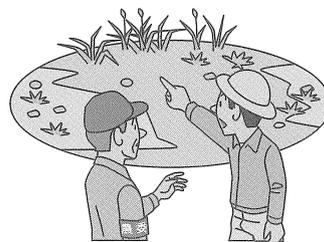
- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

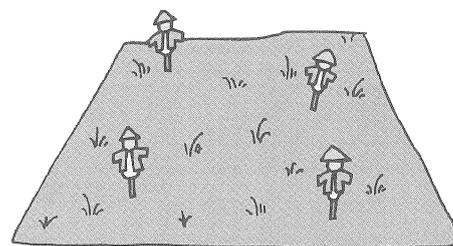
- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせを受けることができるようになります。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

農業委員会活動の紹介

遊休農地解消に向けて 市内一円の農地パトロール



平成21年10月28日、「新・農地と担い手を守り活かす運動」の一環として、農地パトロールを実施しました。

この農地パトロールは、耕作放棄地の把握や違反転用の早期発見のため、毎年実施しています。

今回は、午前の部、午後の部の2班に分け、「新湊・大島・下地区」と「小杉・大門地区」のコースを設定し、遊休農地11ヵ所などを調査・確認しました。

近年、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより市内においても、農地の耕作放棄、遊休化が進み、耕作されなくなった農地が増加してきており、農地として活用すべき遊休農地については農業上の利用を図るなどの対策が求められています。

今後、パトロールの実施結果をふまえて、遊休農地をどのように活用できるか色々な角度から状況を検討していきます。また、昨年12月施行の農地法改正により遊休農地対策が強化されることから、更なる体制強化を図り、関係機関と連携しながら、遊休農地の解消に取り組んでいきます。

農地は、我が国の安心で安全な食料の安定供給において貴重な財産です。また、地域においても環境保全などの多面的機能を発揮する大切な基盤でもあります。

農地がいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地への復旧には多大な労力と費用が必要となってしまいます。大切な資源を次世代へ残していくうえでも、地域の優良な農地をみんなで守っていきましょう。



戸別所得補償モデル対策がスタートします！

平成22年度から新たな農業政策として戸別所得補償モデル対策が実施されます。
そこで、この対策の概要について紹介します。

戸別所得補償制度の目的

わが国農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。

食糧自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的です。

モデル対策とは？

戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために設けられました。平成22年度はモデル対策として実施され、今後本格実施される予定です。

モデル対策の概要

戸別所得補償モデル対策は次の二つの事業がセットで実施されます。

- 1 米戸別所得補償モデル事業・・・水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんします。
- 2 水田利活用自給力向上事業・・・自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについてシンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促します。

米戸別所得補償モデル事業のポイント

- ・ 米の生産数量目標に即した生産者へのメリット措置
- ・ 米価変動に対応し、標準的な生産に要する費用まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」

対象となる農業者・・・米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・営農組織のうち、水稻共済加入者または前年度の出荷・販売実績のある農業者が対象です。

対象となる面積・・・主食用米の作付面積から一律10a（飯米相当分）を控除して算定します。

交付の単価・・・定額部分(10a当たり) 15,000円
 ...変動部分(10a当たり) 当年産の販売価格が標準的な販売価格（過去3年平均）を下回った場合、その差額を基に算定されます。

その他留意事項・・・調整水田等の不作付地により生産数量目標を達成している農業者は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と改善予定年を定めた改善計画書を市町村に提出し認定を受けることが要件となっています。

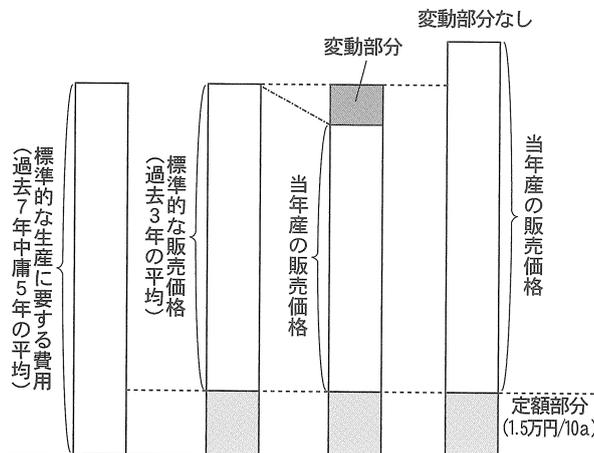
【 変動部分がない場合の計算例 】

- ・ 水田を50a所有し、生産数量目標の換算面積が35aの場合

$$35a - 10a \times 15,000円 / 10a = 37,500円$$

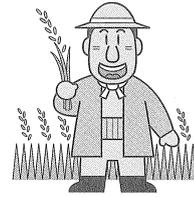
(10a控除) (定額部分の単価)

- ※ 変動部分がある場合の計算は、上記計算式中、定額部分の単価を変動部分の単価に置き換えて計算します。
- ※ 変動部分の単価は、当年産の販売価格により算定されます。当年産の販売価格は、当年産の出回りから1月までの全銘柄平均の相対取引価格が使用されます。



水田活用自給力向上事業のポイント

- ・ シンプルで分かりやすい助成体系
- ・ 水田経営所得安定対策を引き続き実施（平成22年度限り）
- ・ 激変緩和措置の設定（平成22年度限り）



対象となる農業者・・・「捨てづくり防止」の要件（実需者と出荷販売契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を生産する販売農家・営農組織が対象です。

対象作物と交付単価・・・水田の作付面積に応じ、全国統一単価（その他作物を除く）

作物	単価(10a当たり)	作付けのパターン		交付金額	
		基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
戦略作物	麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)			35,000円	—
	大豆(黒大豆含む)			35,000円	—
	飼料作物			35,000円	—
	新規需要米(米粉用米・飼料用米・バイオ燃料用米、WCS用稲)			80,000円	—
	そば、なたね、加工用米			20,000円	—
その他作物(富山県 花き・球根・雑穀)	20,000円			10,000円	—
その他作物(富山県 野菜・切花・果樹等)	10,000円			10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円			10,000円	—
		主食用米 + 麦		(米戸別所得補償モデル事業) + 15,000円	
		麦 + 大豆		35,000円 + 15,000円	
		大豆 + 野菜		35,000円 + —	
		麦 + そば		35,000円 + 15,000円	
		麦 + 野菜		35,000円 + —	
		米粉・飼料用米 + 麦		80,000円 + 15,000円	
		米粉・飼料用米 + 野菜		80,000円 + —	
		野菜 + 野菜		10,000円 + —	

- ※ 二毛作助成は、「主食用米と戦略作物」または「戦略作物同士」を組み合わせて作付ける場合のみ対象となります。
- ※ 調整水田等の不作付地は交付対象外となります。
- ※ ハト麦は「その他作物」の雑穀です。

【 激変緩和措置について 】

平成21年度に産地確立交付金の交付を受けていた方を対象に、助成金の急激な減少を緩和し、平成22年度も継続して安定的な生産体制を維持できるように措置されます。

激変緩和措置による加算内容については、産地確立交付金の加算金の助成要件を基本に設計されることとなります。

射水市産地確立交付計画で定められた加算金の助成要件は、次のとおりです。

麦または大豆の加算

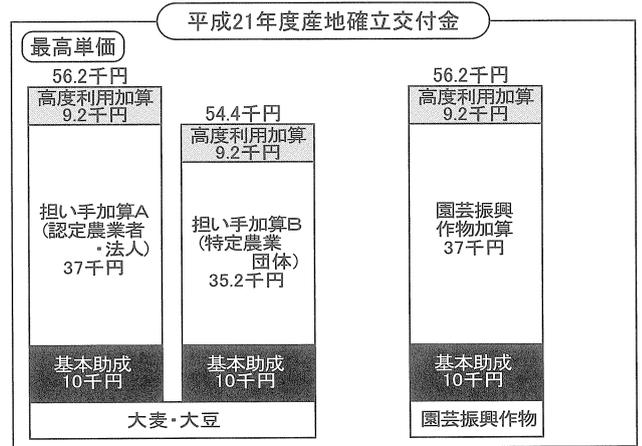
- ・ 担い手加算A・・・認定農業者、法人組織
- ・ 担い手加算B・・・特定農業団体及び特定農業団体に準じる組織

園芸振興作物加算(および球根加算(仮称))

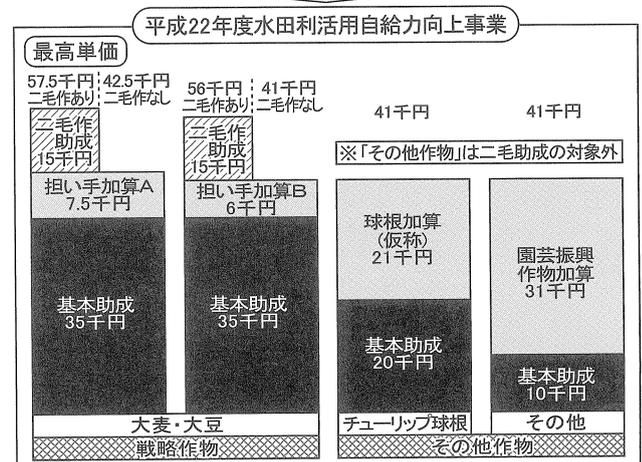
- ・ 産地確立交付金の園芸振興作物基本助成対象作物(24品目)を、ハウス栽培で1作物当たり3a以上又は露地栽培で1作物当たり5a以上を栽培・出荷した耕作者

※ 加算により交付される額が激変緩和調整枠(国から配分された金額)を上回る場合は、枠内に収まるよう係数を用いて各品目の加算額が一括的に減額調整されます。

※ 激変緩和措置の詳細な設計について、平成22年度中に従来の産地確立交付計画に代わる計画で示されます。



激変緩和調整枠の活用



射水市農業委員会委員及び担当地域 農地などの相談は農業委員に!

会長 舟木 康 眞

会長職務代理者 浦野 勉

〈新湊地区〉



舟木康眞
(朴木)
〔新湊・塚原
(国道8号線
北側)〕



安部忠允
(片口久々江)
〔片口
七美〕



中井敏男
(沖)
〔作道
(沖・今井・
鏡宮・布目・
高木)〕



宮本一男
(沖塚原)
〔塚原
(国道8号線
南側)〕



吉岡博幸
(本江)
〔本江
海老江〕



奥野愉喜雄
(作道)
〔作道
(作道・野村・
久々湊)〕



佐伯洋作
(津幡江)
〔作道
(津幡江・
殿村)〕

〈大島地区〉



横山 實
(北高木)
〔大島
(宮腰・竹内(勇)
委員担当地区
以外の地区)〕



宮腰清美
(中野)
〔大島
(中野・若杉・
北野・西園・
新町・常盤町)〕



竹内勇三
(今開発)
〔大島
(今開発・
本開発・
新開発)〕

〈下地区〉



山上逸朗
(加茂中部)
〔加茂〕



向井隆一
(白石)
〔白石
倉垣小杉〕



大窪長則
(倉垣小杉)
〔下村三箇〕



熊西忠治
(摺出寺)
〔摺出寺
八講〕

〈大門地区〉



前田 進
(串田)
〔櫛田
(本村・牧田・
西村・布目沢・
小泉)〕



大橋 功
(島)
〔浅井
(広上・西広上・
上条・島)〕



藤井 隆
(安吉)
〔二口
(棚田・安吉・
本田・下若)〕



安吉孝宣
(大門本江)
〔二口
(二口・大門
本江・中村)〕



山本久雄
(串田新)
〔櫛田
(新田・松原・宮新
田・山ノ谷・大久
保・竹原・梅木・
荒町・円池)〕



山崎良吉
(市井)
〔水戸田〕



荒井啓治
(下条)
〔浅井
(土合・堀内・
下条・土合
北部)〕

〈小杉地区〉



竹内一夫
(三ヶ)
〔三ヶ〕



水元睦雄
(西高木)
〔大江〕



柄戸紀男
(稲積)
〔大江〕



大松治雄
(橋下条)
〔橋下条〕



針原広義
(戸破)
〔戸破〕



山下隆之
(青井谷)
〔金山〕



松山宗則
(山本新)
〔池多〕



浦野 勉
(黒河新)
〔黒河〕

新しい農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心して豊かな老後を！

農業に従事する方は
広く加入できます

- ① 国民年金の第1号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

どなたでも加入できます。

税制優遇(特例措置)で
とってもお得です

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

少子高齢化時代に
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

80歳までの保証付の
生涯年金です

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は
自由に選択できます

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

担い手の皆様(認定農業者等)には
一部国庫補助があります

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

◎ 農地標準貸借料について

一般の農地法改正により標準小作料制度が廃止されることになりましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地標準賃借料を示すことにしました。

※ 農地標準賃借料については、水稻のみの算定を行いました。

※ この標準賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し 貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地標準賃借料の適用期間は、平成22年産分から平成24年産分までの3ヵ年を適用期間とします。

※ 射水市全体の平均収量は、上記区分2です。

※ 米戸別所得補償モデル事業の交付金については、モデル事業ということもあり、この算定では考慮していません。

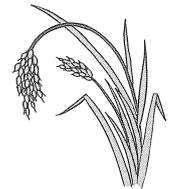
※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地標準賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準賃借料(10a当り)

区分	収量	標準賃借料	参考(前回標準小作料)	
田	1	5 5 7kg	1 4, 4 0 0円	1 5, 6 0 0円
	2	5 4 7kg	1 2, 2 0 0円	1 3, 4 0 0円
	3	5 4 2kg	1 1, 1 0 0円	1 2, 3 0 0円
	4	5 3 7kg	9, 9 0 0円	1 1, 2 0 0円
	5	5 2 7kg	7, 7 0 0円	9, 1 0 0円
	6	5 1 7kg	5, 4 0 0円	6, 9 0 0円

地 区	標準賃借料	備 考	
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	1 1, 1 0 0円	上記区分3
	新湊・海老江地区	7, 7 0 0円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	9, 9 0 0円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	5, 4 0 0円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について



平成22年分～平成24年分の農作業標準料金・賃金

区 分	金 額	備 考	
賃 金	一般作業	8, 3 6 0円/1日	
	オペレータ作業	1, 5 4 4円/1時間	
水 稻	トラクター	1 3, 9 0 0円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	7, 9 0 0円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	1 8, 5 0 0円/10a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	1 3, 5 0 0円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	1 7, 2 0 0円/10a	刈取り、脱穀
大 豆	トラクター	1 6, 4 0 0円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	2 0, 5 0 0円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成22年分から平成24年分までの3ヵ年を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとします。